

**(公財) 日教弘奨学事業**  
**日教弘奨学金 (給付奨学金・高校生対象) 募集要項**

給付奨学金は、経済的な理由で学費支弁が困難な優秀な生徒を対象にした、修学に役立てるために募集を行う事業です。令和8年度は下記要項のとおり実施します。

1. 主催 公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部

2. 応募資格

高等学校等（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部、高等専門学校1～3学年、専修学校高等課程を含む）に在学し、修学意欲がありながら、学費の支払いが特に困難と認められる者に限る。

3. 奨学金給付の内容

- (1) 奨学金の給付額 10万円以内
- (2) 奨学生募集予定人数 90人程度  
(1校2人までとする。)
- (3) 奨学金給付の返還

原則として返還の必要はありません。ただし、奨学目的以外に使用したとき、偽りの申請をしたとき、その他奨学生として適当でないとき等の場合には、既に給付した奨学金の全額又は一部を返還していただくことがあります。

4. 奨学生応募の手続き

- (1) 奨学生志望者は、在学する学校の長の推薦を受け、必要な書類を鳥取支部奨学金担当窓口へ提出し申請する。
- (2) 提出先、問い合わせ先は、鳥取支部。
- (3) 募集期間 令和8年4月1日（水）～6月22日（月）

申請書類必着

5. 選考

(1) 選考方法

鳥取支部教育振興事業選考委員会での選考と支部幹事会の推薦を経て、日教弘本部へ推薦し、日教弘理事長が採用を決定した後に本人に通知する。

(2) 選考基準

○ 給付の必要性

在学校長の推薦書により家庭の事情で学資支弁が困難と認められ、奨学生に相応しい人物であると評価されていること

6. 奨学金給付方法

奨学金は手続き完了後、学校にて目録を手交し、その後、本人名義の口座に振り込む。

奨学生は申請時に本人の名義と口座番号がわかる通帳のコピーを提出すること。(申請時に無理な場合には、目録手交時とする。)

7. 成果報告書の提出

奨学金の給付を受けた者は、翌年2月末までに成果報告を支部長に提出する。

8. その他

詳しくは、支部へ問い合わせること。

公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部

〒680-0833

(住所) 鳥取県鳥取市末広温泉町608

TEL 0857-26-5334

E-MAIL : [t-kyoko.t.y@topaz.ocn.ne.jp](mailto:t-kyoko.t.y@topaz.ocn.ne.jp)

URL : <http://www.kousaikai-tottori.jp/>